

# 藤原町幼保一体的運営特区

都道府県名：

三重県

申請主体名：

いなべ市

区域の範囲：

いなべ市の区域の一部（藤原町）

いなべ市



特区の概要：

特区認定により4・5歳児においては既に合同保育を実施し、適正な集団の中で極めてスムーズに就学前教育及び保育ができ、しかも顕著な効果が見られる。しかし給食については保育所児は保育所施設の給食、幼稚園児は学校給食センターの給食を食しており、メニューも異なるなど共に行動する中で唯一違和感が存在しています。このため4・5歳児の給食においては給食センターの給食を搬入することにより、給食の統一を図る。

適用される規制の特例措置：

- ・ 幼稚園児と保育園児の合同活動
- ・ 保育事務の教育委員会への委任
- ・ 公立保育所における給食の外部搬入容認

